6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人両名は、長原順子こと張順子と共謀の上、大韓民国から金地金20個（合計20キログラム）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成28年６月26日、大韓民国所在の仁川国際空港において、大韓航空第725便に搭乗する際、被告人荒谷直岳において金地金12個を機内手荷物であるリュックサック内に、被告人荒谷真紀において金地金８個を機内手荷物であるスーツケース内にそれぞれ隠匿携行し、同航空機により、同日午後５時19分頃、大阪府所在の関西国際空港に到着し、同日午後５時40分頃、同府泉佐野市泉州空港北１番地所在の関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委託を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を得ないで前記金地金20個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である金地金20個（課税価格8916万8708円）に対する消費税561万7500円及び地方消費税151万5800円を免れようとしたが、同支署職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

平成28年10月21日

大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年11月４日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第12刑事部２係
2　被告事件名　関税法違反、地方税法違反、消費税法違反
3　被告人氏名　長原　順子こと張　　順子、瀬本真理穂
4　公判期日　平成28年11月１日
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

没収の理由となるべき事実の要旨(1)につき

金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95615等の刻印があるもの）１枚（平成28年領第7291号符号１号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95618等の刻印があるもの）１枚（同号符号３号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95619等の刻印があるもの）１枚（同号符号５号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95600等の刻印があるもの）１枚（同号符号７号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95617等の刻印があるもの）１枚（同号符号９号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95603等の刻印があるもの）１枚（同号符号11号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95604等の刻印があるもの）１枚（同号符号13号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95602等の刻印があるもの）１枚（同号符号15号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95616等の刻印があるもの）１枚（同号符号17号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95601等の刻印があるもの）１枚（同号符号19号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95611等の刻印があるもの）１枚（同号符号26号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ94101等の刻印があるもの）１枚（同号符号28号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ94103等の刻印があるもの）１枚（同号符号30号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ94099等の刻印があるもの）１枚（同号符号32号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ94100等の刻印があるもの）１枚（同号符号34号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95614等の刻印があるもの）１枚（同号符号36号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95613等の刻印があるもの）１枚（同号符号38号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ94102等の刻印があるもの）１枚（同号符号40号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95612等の刻印があるもの）１枚（同号符号42号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＦ95610等の刻印があるもの）１枚（同号符号44号）

没収の理由となるべき事実の要旨(2)につき

金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03439等刻印があるもの）１枚（平成28年領第7292号符号１号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03643等刻印があるもの）１枚（同号符号３号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ04145等刻印があるもの）１枚（同号符号５号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03835等刻印があるもの）１枚（同号符号７号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ04146等刻印があるもの）１枚（同号符号９号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ04148等刻印があるもの）１枚（同号符号11号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03832等刻印があるもの）１枚（同号符号13号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03247等刻印があるもの）１枚（同号符号15号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03368等刻印があるもの）１枚（同号符号18号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03298等刻印があるもの）１枚（同号符号20号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03833等刻印があるもの）１枚（同号符号22号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ04147等刻印があるもの）１枚（同号符号24号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03670等刻印があるもの）１枚（同号符号26号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03642等刻印があるもの）１枚（同号符号28号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03300等刻印があるもの）１枚（同号符号30号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03434等刻印があるもの）１枚（同号符号32号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03834等刻印があるもの）１枚（同号符号34号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03297等刻印があるもの）１枚（同号符号36号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03248等刻印があるもの）１枚（同号符号38号）
金地金（1,000.0グラム、ＨＧ03663等刻印があるもの）１枚（同号符号40号）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

(1)　被告人両名は、共謀の上、大韓民国から金地金20個（合計20キログラム）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成28年５月12日、大韓民国所在の仁川国際空港において、大韓航空第725便に搭乗する際、被告人両名において金地金各10個をそれぞれ機内手荷物であるスーツケース内に隠匿携行し、同航空機により、同日午後５時32分頃、大阪府所在の関西国際空港に到着し、同日午後５時47分頃、同府泉佐野市泉州空港北１番地所在の関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委託を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を得ないで前記金地金20個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である金地金20個（課税価格9156万7368円）に対する消費税576万8600円及び地方消費税155万6600円を免れようとしたが、同支署職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

(2)　被告人長原順子こと張順子は、荒谷直岳、荒谷真紀と共謀の上、大韓民国から金地金20個（合計20キログラム）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成28年６月26日、大韓民国所在の仁川国際空港において、大韓航空第725便に搭乗する際、荒谷直岳において金地金12個を機内手荷物であるリュックサック内に、荒谷真紀において金地金８個を機内手荷物であるスーツケース内にそれぞれ隠匿携行し、同航空機により、同日午後５時19分頃、大阪府所在の関西国際空港に到着し、同日午後５時40分頃、同府泉佐野市泉州空港北１番地所在の関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委託を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を得ないで前記金地金20個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である金地金20個（課税価格8916万8708円）に対する消費税561万7500円及び地方消費税151万5800円を免れようとしたが、同支署職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。